

事務連絡
令和3年6月1日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害者支援施設等を含む高齢者施設等の従事者等に対する
集中的検査の対象施設の拡大等について

障害者支援施設等の入所者等のうち高齢者や基礎疾患を有する者は重症化リスクが高い特性があること、障害者支援施設等で集団感染が生じた場合に入所者や施設運営への影響が大きく、また、医療提供体制への負荷の増大につながることから、早期発見が重要です。障害者支援施設等を含む高齢者施設等での集中的検査の積極的な実施については、これまで「4月以降の高齢者施設等の検査について（要請）」（令和3年3月22日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等に基づき、4月から6月までを目途とする高齢者施設等の従事者等の検査の集中的な実施計画（以下「集中的実施計画」という。）の策定及び実施をお願いしており、多くの都道府県等において集中的検査の取組を進めていただいております。

今般、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年5月28日新型コロナウイルス感染症対策本部変更決定）において、高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査について、対象を通所系の事業所にも拡大するとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項に基づく都道府県による高齢者施設等に対する受検の要請や好事例の横展開、当該要請と連携した高齢者施設等に対する施設運営上の指導等を通じ、検査を受ける施設を増加させるとされました。こうしたこと等を踏まえ、「高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査の対象施設の拡大等について」（令和3年5月28日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）が発出されました。

新たに対象となる「通所系の事業所」には通所系障害福祉サービス等事業所を含みますので、別添の内容について御了知いただくとともに、管内の関係団体等へ周知いただきますようお願いいたします。

事務連絡
令和3年5月28日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査の対象施設の拡大等について

高齢者施設等の入所者等は重症化リスクが高い特性があること、高齢者施設等で集団感染が生じた場合に入所者や施設運営への影響が大きく、また、医療提供体制への負荷の増大につながることから、早期発見が重要であり、これまで高齢者施設等での集中的検査の積極的な実施をお願いしており、「4月以降の高齢者施設等の検査について（要請）」（令和3年3月22日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等に基づき、4月から6月までを目途とする高齢者施設等の従事者等の検査の集中的な実施計画（以下「集中的実施計画」という。）の策定及び実施をお願いしており、多くの都道府県等において集中的検査の取組を進めていただいております。

今般、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年5月28日新型コロナウイルス感染症対策本部変更決定）において、高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査について、対象を通所系の介護事業所にも拡大するとともに、法第24条第9項に基づく都道府県による高齢者施設等に対する受検の要請や好事例の横展開、当該要請と連携した高齢者施設等に対する施設運営上の指導等を通じ、検査を受ける施設を増加させるとされたこと等を踏まえ、集中的検査の対象施設の拡大等について、下記のとおり、考え方をお示ししますので、引き続き、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 集中的検査の対象範囲の拡大

これまで、集中的検査の対象施設については、いわゆる入所系の高齢者施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、障害者支援施設等）を基本として、実施していただいておりますが、今般の基本的対処方針の改訂を踏まえ、今後は、これらに加えて、外部との接触の機会が多い通所系の事業所も対象とすることを検討してください。

2. 今後の高齢者施設等の集中的検査について

本年2月以降、地域の感染状況等に応じて、多くの都道府県等において集中的実施計画の策定・実施を行っていただいておりますが、今後の集中的検査の方針については、追ってお示しいたしますので、地域の感染状況等に応じて、必要な準備等を行っていただくようお願いいたします。

以上